令和6年度
第3回入間市文化財保護審議委員会
＜次　第＞

日　時　　令和7年3月12日（水）
　　午後1時30分～4 時 30 分
会　場　　博物館　会議室

1　開会

2　挨拶

3　議題

（1）入間市指定文化財の新規指定について〔資料 1･P.1～2〕

（2）「旧石川組製糸西洋館保存活用計画」の改定について〔資料 2　P.3～8〕

4　報告

（1）旧黒須銀行復元改修事業の進捗状況について〔資料3　P.9〕

（2）大将陣遺跡発掘調査の現地見学会について〔資料4　P.10〕

（3）文化財防火訓練の実施について〔資料5　P.11〕

（4）登録有形文化財候補建造物の意見具申について

（5）當摩本店建造物調査について

（6）藤沢橋石造仏群の移設について

（7）その他

5　その他

6　閉　会

資料1

理由書

(1)名　　称　　老茶樹（おいさき）跡　付老茶樹樹幹、関係資料

(2)種　　別　　史跡

(3)所　在　地　　[redacted]

入間市大字二本木１００番地（入間市博物館寄託）

(4)所　有　者　　[redacted]〔老茶樹園〕

(5)指定の理由

老茶樹という呼称は、昭和１０年代に枯死した樹齢約３２０年の古木（樹高 5m、根回り 56 ㎝、茶樹面積 4 ㎡）と、現存する茶樹群（樹高 3m、畝幅 2m、畝長 10m）とを併せてのものである。

枯死した老茶樹は、中村家の口伝によると初代権左衛門が、慶長年間頃（１５９６～１６１５）、山城国宇治地方（京都府）から持ち帰った種子を自宅の庭に蒔いて育てたと伝えられている。明治時代にはその存在や希少価値から、「狭山名勝天然記念物大角力（番付）」（明治９年）に掲載されており、現時点においても樹幹等で確認しうる県内最大の樹高を持つ茶樹であった。

明治１７年には、埼玉勧業課の有志や製茶機械の発明者になった高林謙三などから「茶園元祖」としての寄附があり、明治３５年には国から茶園栽培試験委託の指定を受け、全国に知られるようになった。この古木の見学に植物学者の牧野富太郎や、「やぶきた」育種家の杉山彦三郎、大著『ＡＬＬ　ＡＢＯＵＴ　ＴＥＡ』（1935 年）を著したウィリアム　Ｈ　ユーカーズなど多くの研究者・茶業技術者・政治家等が訪れている。

現在はこの茶樹の種子から実生で育てたとみられる茶樹群が畝を成し、これも老茶樹と称している。かつての老茶樹を撮影した古写真には、周囲に茶樹群が映っているが、現存する茶樹群に継承されている可能性がある。この生育状況は、日陰ではあるが中村家の栽培管理がよく行き届いて良好である。

なお、関係資料として、樹幹（枯死した幹）や明治期の文書、参観人芳名録、老茶樹を撮影した古写真が残っている。

老茶樹跡は、武蔵国の茶業史において、中世の河越茶・慈光茶が衰退したのち文化文政年間に狭山茶として復興するまでの、文献史料上の空白期間をつなぐ歴史的価値とともに、狭山茶業発生の記念碑的な場として重要である。

【史跡の範囲】

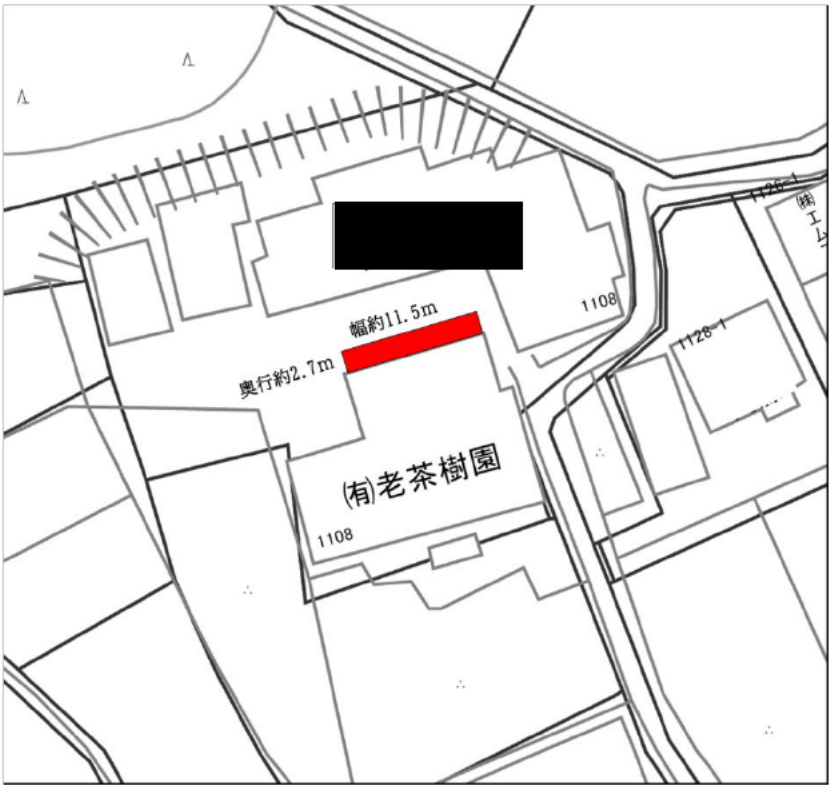

【付　一覧】

①老茶樹樹幹　1本

②明治 9 年（1876）調査　　狭山名勝天然記念物大角力（番付）（中村善一家文書）

③明治 17 年（1884）6 月　　茶園元祖ニ付御下ケ金受取　埼玉県勧業課　（同文書）

④明治 35 年（1902）12 月　茶園栽培試験委託心得　農商務省農務局　（同文書）

⑤明治 35 年（1902）12 月　茶樹栽培委託試験設計要領　農商務省農務局　（同文書）

⑥明治 36 年（1903）1 月　　茶園栽培試験設計書　農務局製茶試験所　（同文書）

⑦明治 43 年（1910）5 月　　狭山老茶樹参観人芳名録　園主　中村善兵衛　（同文書）

⑧昭和 9 年（1934）3 月　　狭山老茶樹(写真)

⑨年不明　　園主中村善吉と老茶樹（写真絵葉書）

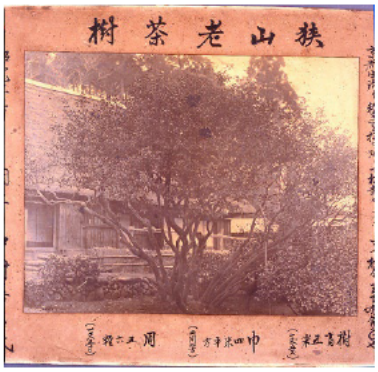

⑧

⑨

※ ①～⑦　博物館寄託、⑧～⑨ [redacted]

資料2－1

旧石川組製糸西洋館保存活用計画改定案　目次対照表（案）

「文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針」
実線　登録有形文化財（建造物）で基本的内容として定める事項

現行	改訂
１計画の趣旨	１計画の作成 ア作成年月日　イ作成者　ウ計画期間 エ計画の趣旨
２施設の概要 (1)所在地 (2)建築年 (3)敷地面積 (4)施設内容 (5)文化財の指定等	２施設の概要 ア名称　イ所有者・管理者　ウ所在地　エ建築年　オ敷地面積　カ施設内容 キ計画の対象とする区域（図） ク文化財の指定等
３現在までの経過	３現在までの経過
	４旧石川組製糸西洋館の概説
	4(1)旧石川組製糸西洋館の概要
	4(2)建造物について
	4(3)外構(庭園)について
	4(4)保存・活用のこれまでと課題
	4(5)旧石川組製糸西洋館の価値
４基本方針	５基本方針
５保存計画	６保存管理計画
５(1)現状	6(1)保存の現状と課題 ア保存管理　イ環境保全　ウ防災防犯
５(2)保存方針	6(2)保存方針 ア対象となる範囲　イ基本方針　ウ保存管理区分
５(3)保存内容 ア　外観　イ　本館　ウ　別館	6(3)建造物の保存計画 ア部分・部位　イ管理計画　ウ修理計画
	6(4)外構の保存計画
	6(5)管理計画
	７環境保全計画

	7(1)基本方針
	7(2)管理計画　修理計画
	8 防災・防犯計画
	ア防火　イ防犯　　ウ耐震エ耐風対策
6 活用計画	9 活用計画
6 (1)現状	9(1)活用の現状と課題
6 (2)活用方針	9(2)活用方針
6 (3)活用内容 ア　一般公開　イ　撮影への貸し出し ウ　各種事業	9(3)活用内容 ア　一般公開　イ　撮影への貸し出し ウ　各種事業
	10 保護に関する諸手続き ※基準法適用除外のことも関係する項目
7 管理運営	11 管理運営 ※保存管理計画・活用計画の章に分けて入れても良い
7 (1)所管	
7 (2)公開の対応	
7 (3)撮影への対応	
8 計画の実現に向けて	12 計画の実現に向けて
8 (1)保存と活用について	12(1)保存と活用について
8 (2)運営体制について	12(2)運営体制について
8 (3)財源の確保について	12(3)財源の確保について
8 (4)周辺文化財及び他の施設・機関との連携について	12(4)周辺文化財及び他の施設・機関との連携について

資料2－2

4　基本方針

※ゴシックが改定案

西洋館は、明治・大正・昭和初期にかけて入間市のみならず、当地方を代表する会社として全国的に名を馳せた「石川組製糸所」が残した文化遺産であり、市民が郷土の歴史を理解する上で、また郷土への愛着を深めていくために貴重な存在である。現在の西洋館は、区画整理事業で整備が進む入間市駅北口や拡幅工事が終了した国道16号のランドマークとなっている建物であり、魅力ある観光資源のひとつとして、シティセールスの一翼を担っている。

このことから西洋館を、入間市の歴史・産業のみならず、国内における製糸業の発展を理解するための施設として保存するとともに、雰囲気を生かした事業を実施することで、地域の活性化につなげる施設として活用していく。

この施設の目的を達成するため、西洋館を将来にわたり守り伝えていくべき貴重な文化財として必要な保護を図っていく。

→前回会議で「基本方針に地域振興等を打ち出しては（北口区画整理事業に伴う）」の意見があった。ここでは「地域の活性化につなげる施設として活用していく」とあるので、活用計画の方で、具体的な施策の方に入れられるか検討する（計画期間内にできる可能性があるもの）

5　保存計画

【現行】(2) 保存方針

西洋館は、市の近代史を語る建物として貴重であり、文化財として現状保存を第一に図っていく。また、市にとっては重要な観光資源であり、シティセールスの一翼を担う存在として、活用を図っていくことが必要である。

このため建物の現状を踏まえ、西洋館の文化財としての価値を維持しつつ、活用を図るために、外観、本館、別館ごとに保存方針を次のとおり定めるものとする。

【改定】保存管理の基本方針

①旧石川組製糸西洋館が持つ本質的価値を永く維持するための保存管理を行う

・石川組の迎賓館として建設された本館及び別館を文化財として後世に残していくために、適切な維持管理や修理・修復を実施する

→管理や修理計画の記載が必要なため追加

②文化財の価値向上を目指し、石川組営業期（または活動期）の復原的整備を図る

・石川組営業期とは、石川組が西洋館を建設した大正10年頃から、石川組が解散した昭和12年までの間とする　→室岡惣七が設計した姿に本質的価値がある

・建造物の、戦後の接収や住居としての利用により石川組営業期の形状や雰囲気を失っている箇所は、その復原を目指す　→米軍等の改変は復原または復元する

③建造物の魅力向上を目指し、敷地（外構）の修景的整備を図る
・石川組営業期には日本庭園を備えていた敷地だが、現在は大きく減少して改変も多いため、復元にはこだわらず西洋館の雰囲気に合わせて整備する。
・障がい者に配慮したバリアフリー導線を整備する

6　活用計画

【現行】(2) 活用方針

西洋館は文化財であるとともに、貴重な入間市の文化遺産である。将来にわたって建物を保存していくためには、多くの人に西洋館の価値を知ってもらうことで、市民の意志で残していく努力を行わなくては難しい。そのためには保存するだけでなく、活用を図っていくことが、西洋館を後世に残していく上で重要である。

このため今後の活用については、過去に実施してきた事業の経験を活かし、西洋館が持つ雰囲気でしか体験できない、また西洋館の魅力を活かした事業を実施していくものとする。

なお、活用の前提として、西洋館が文化財建造物であるとともに、地域の産業を支えた「石川組製糸」の事跡を記したモニュメントであることを強調していくことも重要である。「西洋館」や「石川組製糸」について、展示をはじめ様々な手法で来館者へ伝えていき、入間市にとっての西洋館の価値を広めることで、市民の文化財保護意識の醸成にもつなげていく。

【改定】公開活用の基本方針
保存管理の基本方針を踏まえ、公開・活用の基本方針を以下のように設定する

①旧石川組製糸西洋館の価値を伝えるための公開・活用を行う
・石川組製糸所の歴史や西洋館の建築・旧庭園について理解できるよう、さまざまな手法で情報を提供する
・石川組営業期の様子を身近に感じられる公開・活用を行う
→復原・復元した家具調度品で室内を再現するとか、VR などの可能性

②市民の郷土への愛着や地域活性化につながるよう建造物の雰囲気を活かした公開・活用を行う
・入間市のシティセールスや観光資源として魅力を発信する公開・活用を行う
・地域住民や団体と連携した企画・運営を行う
・旧黒須銀行を始めとした周辺施設や、繊維関係施設との連携を考慮した企画・運営を行う
→市外・県外のシルク関係団体や施設も想定される

資料２－参考1

凡例

・本文中の「復原」とは、痕跡や資料等の明確な根拠に基づき当初の状態に復することを意味し、「復元」とは明確な物理的痕跡は残っていないが蓋然性が高い復旧を意味する言葉として使用した

・会社名については、一番長く最後まで使われていたと考えられる「石川組製糸所」を採用した

・建造物の名称については国の登録文化財として登録された「旧石川組製糸西洋館」とした

　→会社名には変遷があります（参考２　年表を参照）が、史料では「石川組製糸」という名称は見つかっていません。地元では昔から「石川製糸」と呼ばれてきましたが、最初期の「石川製糸場」からの通称かと思われ、印半纏の染め抜きは「石川製糸所」です。恐らくは建物の文化財登録に伴って「石川組製糸」と言い直してきましたが、略称であれば「石川製糸」または「石川組」がふさわしいと思われます。

資料2－参考2

石川組製糸所年表

西暦	元号	石川組製糸所の動き	国内外の動き
1893	明治26	石川幾太郎、座繰製糸による操業開始。釜数20	富岡製糸場民間に払下げ
1894	明治27	蒸気力による機械製糸に転換。釜数35 共進社石川製糸場と称する。	日清戦争(～1895)
1901	明治34	「新家工場(第2工場)」開設。釜数40	
1903	明治36	川越の御法川工場を借り操業。石川組製糸所と改称	
1904	明治37	軍用乾燥野菜を製造して陸軍へ納品	日露戦争(～1905)
1908	明治41	「川越工場(第3工場)」開設。釜数 260	
1912	明治45 (大正1)	合名会社石川組設立。総窯数 985 陸軍特別大演習に際して海江田侍従より勅諭を伝達	
1914	大正3	福島県の「原町工場」操業開始(賃貸契約)	第一次世界大戦(～1919)
1915	大正4	「入間川工場(第4工場)」操業開始 「扇町屋工場(第5工場)」操業開始	武蔵野鉄道開通・豊岡町駅開業
1916	大正5	本店新工場、倉庫、大講堂を建築 「扇町屋工場(第5工場)」、「原町工場(第6工場)」を買収	
1917	大正6	石川幾太郎、緑綬褒章受章	
1918	大正7	愛知県の「豊橋工場(第7工場)」を買収	シベリア出兵
1920	大正9	合名会社を株式組織に改める 石川幾太郎、紺綬褒章受章	糸価未曾有の高騰
1921	大正10	三重県に「石川組中村製糸所(第8工場)」を開設 『西洋館』上棟(1922～23 年頃完成) 石川幾太郎が武蔵野鉄道第3代社長就任(～昭和4年)	ワシントン軍縮会議
1922	大正11	海軍大将東郷平八郎来訪	
1923	大正12	株式会社石川組製糸所と改称 「大正11年度横浜生糸出荷番付」で全国6位を記録 武蔵豊岡教会新会堂献堂	関東大震災→横浜の生糸1,000 梱が焼失
1926	大正15 (昭和1)	池袋に東京事務所開設	生糸相場暴落
1928	昭和3	米国絹業家チェニー氏来訪	為替相場激変
1929	昭和4	従業員数 5,260 名(男 456 名、女 4,804 名)	世界恐慌始まる
1930	昭和5	経営苦境に陥る 福岡県粕屋郡席内村(現在の福岡県古賀市)に工場開設	ロンドン軍縮会議
1931	昭和6	各工場の整理が始まる	満州事変
1934	昭和9	石川幾太郎永眠(享年80歳)	
1937	昭和12	株式会社石川組製糸所　解散	日中戦争始まる
1938	昭和 13	本店工場　郡是製糸が買収	
1941	昭和16	西洋館が陸軍士官学校校長の宿舎となる	※以下は西洋館の事項
		進駐軍に接収される(複数の将校が居住)	
1958	昭和33	米軍から石川家に返却	
2003	平成15	建物を入間市へ寄贈。土地を市に売却。	
2017	平成29	本館屋根及び別館等改修工事を実施(～平成30年 3 月)	

資料3

旧黒須銀行復元修理工事　工程表

工　期：令和６年１０月～令和８年６月

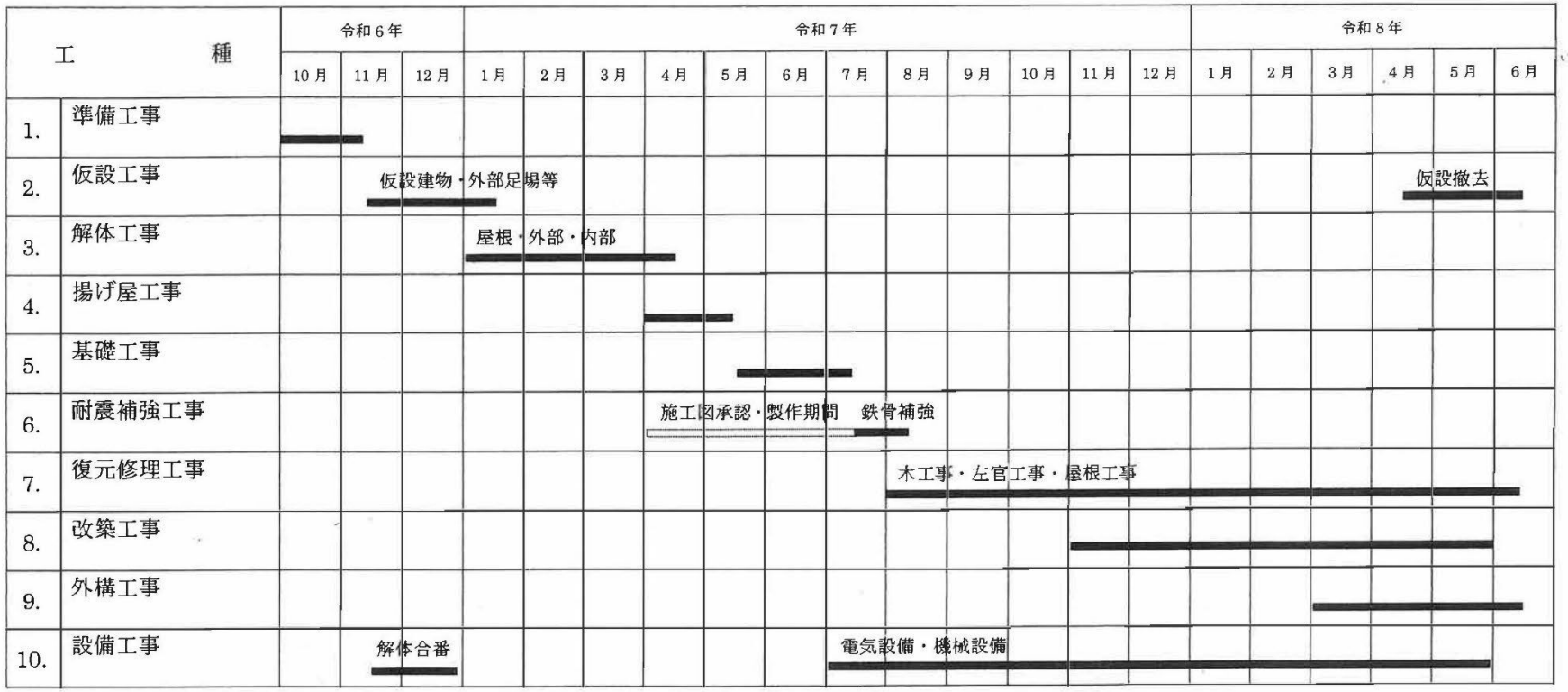

資料４

「大将陣遺跡発掘調査」児童生徒向け説明会

１　開催趣旨

入間市博物館では、開発等で失われる怖れのある先人達の遺産「遺跡」を未来に伝えていくために、遺跡を記録して保存する「発掘調査」に取り組んでいます。

現在、昨年１２月から３月上旬にかけて入間市駅北口土地区画整理事業地内に所在する「大将陣遺跡」において発掘調査を行っており、実際に遺跡を見学できる貴重な機会となっています。

このため市内の児童生徒を対象に、実際の発掘調査の現場や出土した土器等を通して、入間市の人々の営みが古代から続いていることを体感してもらう機会をつくることで、郷土愛の形成につなげていくものです。

なお、春休み期間中に実施することで、児童生徒だけではなく、保護者も一緒に学べる機会としていきます。

２　対　象

市内の児童生徒とその保護者

３　開催日時

令和７年３月２２日（土）　雨天延期：予備日は翌２３日（日）

１０時００分～１４時００分頃

※調査担当者による説明を計３回・各３０分行います。

①１０時００分～、②１１時００分～、③１３時００分～

４　開催場所

入間市河原町２６５番付近（大将陣遺跡）

５　参加方法

Ｌｏｇｏフォームによる事前申込制

６　募集案内

児童生徒へは「すぐーる」で、保護者へは「市公式ＬＩＮＥ」により募集案内を行います（２月中予定）。

７　その他

(1)お車で来場する場合は、仮設駐車場をご利用ください（約１０台分）。

※区画整理事業に伴い車両の進入経路が変更にある可能性があります。

参加申込者には、メールで経路をご連絡します。

(2)調査期間中の見学も可能ですが、調査地の外からの見学となります。

※調査担当者は、調査中のため説明等の対応はできません。

資料５

令和6年度 入間市文化財防火訓練

日 時　令和7年1月 26 日(日) 9:30～10:30
場 所　西久保観世音(入間市宮寺)

文化財防火訓練は、国の制定する「文化財防火デー（毎年１月２６日)」に合わせて、貴重な文化財を火災から守ることを目的に実施するものです。

この訓練の実施により、文化財関係者や地域住民の文化財愛護と防災の意識を高めるとともに、地域の消防団との連携や協力によって、地域で文化財を持っていく機運を醸成し、郷土の歴史を物語る文化財の保護につなげていきます。

〇訓練想定

令和7年1月 26 日(日)9時50分頃、観音堂境内で焚き火をしていたところ、強風により拝殿に飛び火し延焼。境内にいた観音堂関係者が火災を発見し、初期消火活動に当たるが、延焼が拡大した。

〇訓練内容

（1）入間消防署による初期消火講習会
（2）観世音関係者による訓練（通報・初期消火・重要物件搬出・避難誘導訓練）
（3）消防団による訓練（出動・展開・放水訓練）

協 力　埼玉西部消防組合入間消防署、入間市消防団第４分団
西久保観世音協力会、狭山地方交通安全協会宮寺支部
主 催　入間市教育委員会

訓練スケジュール

９：３０　訓練概要説明
９：３５　初期消火講習会（～９：４５）
９：５０　訓練開始
　火災発生
　観音堂関係者から通報
　初期消火活動・避難誘導・重要物件（仮想文化財）搬出
　消防団出動
　一斉放水
１０：１０　訓練終了
１０：１５　閉会式
１０：３０頃　全日程終了

閉会式次第

講　　評
主催者挨拶
来 賓 挨 拶
来賓・協力団体の紹介

西久保観世音の縁起

行基（ぎょうき） 開基の伝承をもつ古寺で、子宝祈願・安産祈願として信仰を集めています。はじめ狭山丘陵の中腹にある 飛入（とんびり） という場所にあった堂宇をいつしか現在地に移したとされます。

西久保観世音の鉦はり

「鉦はり」とは、一般に「双盤念仏」と呼ばれているもので、鉦をたたきながら「引声念仏」を唱える念仏です。引声念仏とは、曲調をつけて「南無阿弥陀仏」を唱える念仏で、平安時代に円仁（慈覚大師）によって中国五台山から比叡山延暦寺の常行堂に伝えられました。その後、この引声念仏は、室町時代には京都真如堂や鎌倉 光明寺（こうみょうじ） で行われるようになり、江戸時代になると鉦を打ち鳴らす双盤念仏が行われるようになりました。これがやがて民間へも広まり、東京都や埼玉県では明治・大正時代に宗派を問わず流行し、流派もできて競い合うほどでした。しかし、現在では県内でも数箇所で行われるのみとなっています。

西久保観世音の鉦はりは、いつごろ始まったのか明らかではありませんが、江戸時代には行われていたとされています。戦争中の金属供出で鉦を失ったため中断しましたが、昭和 29 年に復活し、昭和 45 年には市指定文化財、平成 28 年には県指定無形民俗文化財となっています。

カヤの木　市指定天然記念物
根周り 4.5m、高さ約 23m。
宝亀年間(771－781)に京都清水寺の延鎮が植えたという伝説がある古木です。